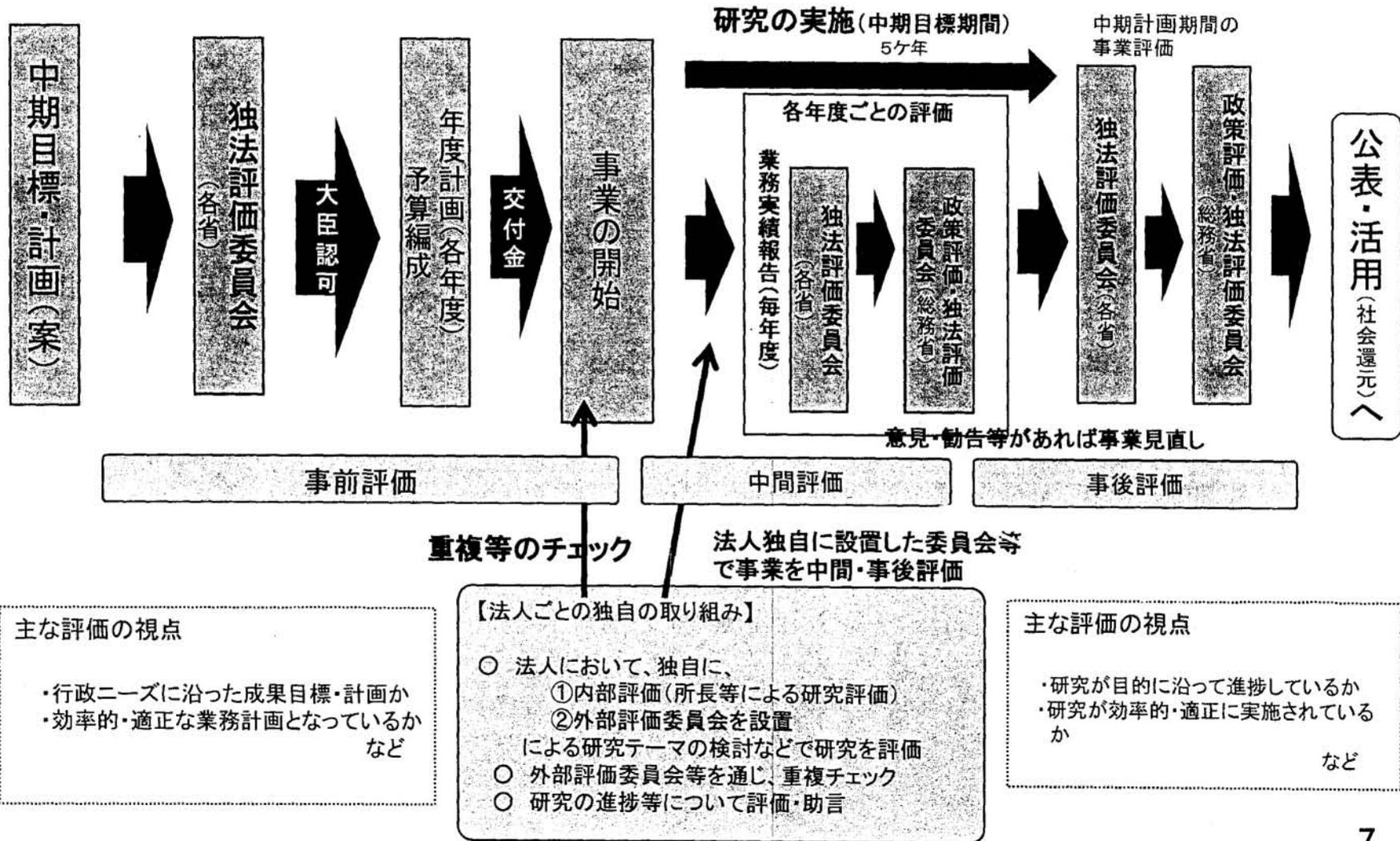


# 独法が行う研究の評価等の流れ (一般的な現状)

- 独法共通のガバナンススキームの中で、研究事業を評価  
(中期計画・中期目標・事業計画(各年度ごと)の中で事業チェック。独法評価委員会等を通じて事業を評価する仕組み)
- 「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、研究の評価も実施。



# 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

- 府省共通研究開発管理システム (e-Rad)とは、競争的資金制度※1を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステム (文科省主担当)

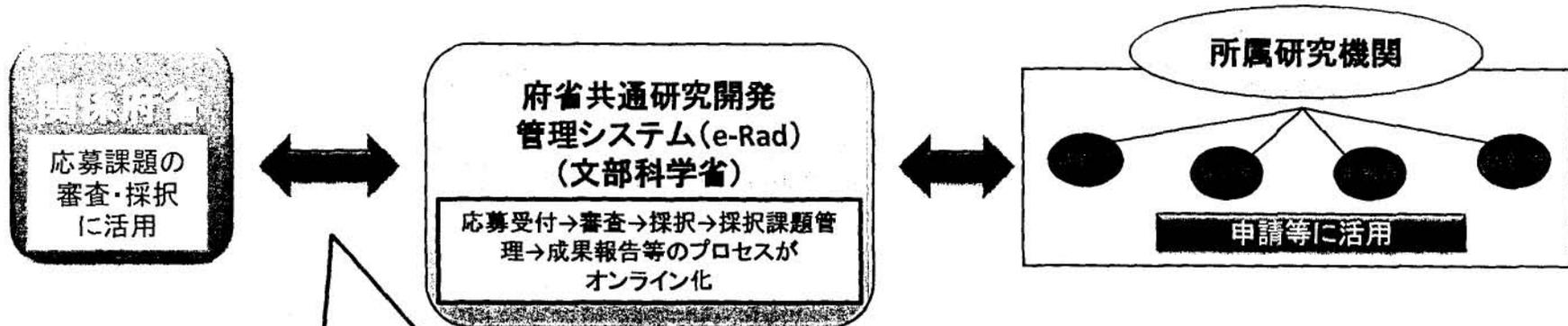
※1 広く研究課題等を募り、これを評価・選択し、研究者等に配分する研究助成の制度

- 本システムの利用により、研究費の①不合理な重複、②過度な集中を回避し、③「不正者※2」の応募を一定期間制限することが可能となっている。

※2 研究費の不正使用・不正受給、研究上の不正行為に関連して応募資格を制限された研究者



研究重複などのチェックに活用するシステム



☆ 不合理な重複、過度の集中の有無を確認  
☆ 不正者情報の登録

※ 本システムに登録している者は、研究者も利用可能。  
※ 本システムの情報は、主に競争的資金により行われている研究

# 今後の厚生労働科学研究について

## (厚生科学審議会におけるこれまでの議論)

### 役割の再確認

厚生労働科学研究は、国民生活に直結する行政施策上の課題を解決する目的志向型の研究

- ① ニーズの把握(国民生活の安全・安心を脅かす課題の科学的な把握)  
② シーズの創出(課題を解決する新技術等の創出)  
③ 成果の社会還元 が重要

※ 平成21年12月から厚生科学審議会において議論を開始し、本年7月頃にとりまとめる予定

### 改善の方向性

#### 厚生労働科学研究の性格・役割について

- 個々の研究課題をなぜ設定したのか、その意図を明確に研究者、国民へ伝える。
- 各研究課題の目的や内容、研究期間内に求めている具体的な成果などについての説明を明確にする。など

#### 評価等について

- より多くの専門家を評価委員とする。
- 研究終了後(例えば3年後)に評価を行う(研究成果が、行政、国民生活にどう活かされたか)。
- 事前評価者に、各公募課題における行政的意図を示した上で評価を依頼する
- 過去の厚生労働科学研究費の実績(中間・事後評価の結果)を、その後の事前評価の参考とする  
(成果のない研究の繰り返しを防止)
- 事後評価は、行政施策に反映できる成果に重点を置くべき。
- 研究課題数を絞ることも検討課題。
- 研究の長期的な戦略と目標設定を行う者の拡充 など

#### 広報等について

- ハンドブックの作成、学会誌等への案内の掲載、成果の周知のためのワークショップの開催。
- 研究者自身の成果還元を評価することも必要(応募様式に過去の実績欄を設定)。 など